

鳥取県告示第 646 号

平成 17 年鳥取県告示第 920 号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前														
1 及び 2 略 3 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1 及び 2 に掲げるもの並びに <u>国立大学法人鳥取大学医学部附属病院</u> を除く。）	1 及び 2 略 3 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1 及び 2 に掲げるもの並びに <u>国立大学法人鳥取大学附属病院</u> を除く。）														
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>鳥取生協病院</td><td>鳥取市末広温泉町 252</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252	略		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>鳥取生協病院</td><td>鳥取市末広温泉町 252</td></tr><tr><td>医療法人里仁会北岡病院</td><td>倉吉市明治町 1031-5</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252	医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町 1031-5	略	
名称	所在地														
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252														
略															
名称	所在地														
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252														
医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町 1031-5														
略															